

大地の窓 法的視点で読み解く中国社会

第 16 回 「飲酒運転への罰則について」

【ニュース概略】公安部交通局的統計によると、5 月 1 日～15 日までに全国で取り締まりを受けた飲酒運転の件数は 2,038 件、昨年同期に比べ 35%減少した。また、飲酒運転による交通事故の死亡者数および負傷者数も、それぞれ 37.8%、11.1%減少した。(「中国網」2011 年 5 月 17 日)

ここ数年、中国は自動車保有台数の右肩上がりの成長に伴い、交通事故の発生数も急増しています。メンツが最重要視される中国文化や商習慣において、酒を飲まざるを得ない状況があることは皆様既にご存知かと思いますが、その一方で、飲酒運転による重大事故が各地で頻発しているため、飲酒運転の根絶は交通管理部門の中心業務となっています。今回は、法的視点から飲酒運転の取締り動向についてご紹介します。

まず飲酒運転は、酒気帯び運転と酒酔い運転の二種類に分けられていますが、中国では、100 ミリリットルの血中アルコール濃度が 20 ミリグラム(おおむねビール 1 杯)以上で、なおかつ 80 ミリグラム(おおむねビール 2 本)未満の場合は酒気帯び運転、80 ミリグラム以上の場合は酒酔い運転であると定義されています。

酒気帯び運転に対しては、主に行政処分が下されます。具体的には、2004 年より施行され、11 年に改訂された「道路交通安全法」では、6 カ月間の免許取り消し、1,000 元以上 2,000 元以下の罰金という罰則が設けられています。これ以外にも、酒気帯び運転により処分を受けたことがあるにもかかわらず、再度酒気帯び運転をした者に対しては、10 日間の留置、罰金、免許取り消しなどの罰則が規定されています。

酒酔い運転に対して追及される責任には、行政責任と刑事責任の 2 種類があり、行政責任としては「道路交通安全法」にて 5 年間の免許取り消し、最終的に刑事責任を追及されるに至った場合には、免許の永久取り消しが定められています。

一方、刑事責任について、これまで「刑法」に「交通事故惹起罪」、「危険な手段で公共の安全を脅かす罪」という 2 つの罪名が設けられているのみでした。前者は過失犯罪として、交通運送管理法規に違反し、これにより重大事故を発生させ、人を重傷もしくは死亡に至らしめたか、公共・個人の財産に重大な損害をもたらした場合に適用されます(状況に応じて 3 年以下または 3 年以上 7 年以下の実刑が科されます)。後者は故

意の犯罪として、危険行為によって公共の安全を脅かしたものの、重大な結果をもたらすには至らなかった場合、3 年以上 10 年以下の実刑を科し、人を重傷もしくは死亡に至らしめるか、公共・個人の財産に重大な損害をもたらした場合は、10 年以上の実刑、無期懲役、状況によっては死刑に処されることになります。

08 年、酒酔い運転によって交通事故を起こした後、犯人がスピードを落とさずにそのまま逃げ去った際に、自動車 4 台と衝突し、4 名が死亡、1 名が重傷という重大事故を引き起こした事故がありました。事故後逮捕された犯人は「危険な手段で公共の安全を脅かす罪」で送検され、一審では死刑、二審では無期懲役との判決が下されました。

しかし、上述の法規定では、事故を起こさずに酒酔い運転をした行為に対して、刑事責任を問うことができなかったため、酒酔い運転は一向に減りませんでした。そのため、今年 5 月から施行された「刑法」第 8 回改訂では、新たに「危険運転罪」が設けられました。これにより、酒酔い運転をした場合には、事故を起こしてないとしても、拘留と科料に処することが可能となったため、5 月以降、各地で危険運転罪により送検されるケースが急増しています。しかし、最高裁の副院長による「単に酒酔い運転しただけでは、情状が軽微な場合は訴追する必要はない」という発言もあり「危険運転罪」に対する法的な解釈については、正式な司法解釈が出されるまでは混乱状態が続くのではないかとみられています。

飲酒運転をすれば、労災認定や保険賠償がすべて受けられなくなるばかりでなく、刑事責任を問われる可能性もあるため、外国人としても充分注意し、自社社員への教育を徹底すべきではないかと思えます。

<筆者紹介>

大地法律事務所海外部

弊所は北京及び青島を拠点とし、日系クライアントを専門に、投資、企業再編、仲裁・訴訟等に関するリーガルサービスを提供しております。

住所(北京):北京市朝陽区建国路 89 号華貿中心 15 号楼 505 室

電話(北京):(8610) 6530-7711

HP: <http://www.aaalawfirm.com>

E-mail: xionglin@aaalawfirm.com